

事務連絡  
平成24年9月28日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局総務課

障害者虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の  
施行に伴う適切な対応について

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成23年法律第79号。以下「法」という。）の成立を踏まえ、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の公布について」（平成23年6月24日付け社援発0624第3号厚生労働省社会・援護局長通知）及び「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律等の施行について」（平成24年9月24日付け地発0924第2号大臣官房地方課長、雇児発0924第2号雇用均等・児童家庭局長、社援発0924第5号厚生労働省社会・援護局長通知）が通知されたところですが、本年10月1日の法の施行に当たって、適切な対応の徹底を図る必要があります。

つきましては、貴管内の医療機関に対し、公布通知に記載されている事項について改めて周知するとともに、貴管内の保健所設置市及び特別区に対しても周知願います。

また、障害者虐待の防止に向けた取組を進めるに当たっては、「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応」（平成24年10月厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域移行・障害児支援室）を参考にし、関係部局と連携しつつ、適切な対応をお願いします。

<参考資料>

○「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の公布について（通知）」（平成23年6月24日付け社援発0624第3号厚生労働省社会・援護局長通知）

○「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律等の施行

収	受
平	24.10-3
医務第	号
大阪府	

について」(平成 24 年 9 月 24 日付け地発 0924 第 2 号大臣官房地方課長、雇  
児発 0924 第 2 号雇用均等・児童家庭局長、社援発 0924 第 5 号厚生労働省社  
会・援護局長通知)

- 「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応」(平成 24 年 10 月厚生  
労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域移行・障害児支援室)

<参考資料の掲載URL>

[http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/shougaishahukushi/gyakutaiboushi/](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/gyakutaiboushi/)